

改正

平成12年3月31日条例第4号  
平成12年10月2日条例第54号  
平成16年12月28日条例第32号  
平成27年10月5日条例第54号  
平成28年3月31日条例第13号  
平成28年12月26日条例第47号  
平成30年3月30日条例第5号  
令和4年3月31日条例第4号  
令和4年12月23日条例第37号  
令和5年12月26日条例第39号  
令和6年12月26日条例第41号

多摩市個人情報保護条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 実施機関の責務等（第3条—第5条）
- 第3章 開示等請求（第6条—第9条）
- 第4章 多摩市行政不服審査会（第10条・第11条）
- 第5章 多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会（第12条）
- 第6章 雑則（第13条・第14条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行及び個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、市民の基本的人権の擁護と信頼される市政の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

2 この条例において、「実施機関」とは、市長（下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会とする。

第2章 実施機関の責務等

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、市民の基本的人権を尊重し、個人情報の適正な取扱いに関して必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、その職員に対して、個人情報の適正な取扱いに関する教育及び研修を行い、指導及び監督をしなければならない。

（個人情報保護管理責任者等の設置）

第4条 実施機関は、個人情報保護管理責任者その他の実施機関内部において保有個人情報を適正に管理するための組織（以下「個人情報保護管理責任者等」という。）を置かなければならない。

2 個人情報保護管理責任者等は、保有個人情報を適正に管理するほか、個人情報の保護のため必要な措置を講じなければならない。

（個人情報の保有状況に関する帳簿の作成）

第5条 実施機関は、法第75条第5項の規定により、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した別に定める帳簿を作成する。

2 前項の帳簿は、公表しない。

### 第3章 開示等請求

(開示義務の特例)

第6条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、多摩市情報公開条例(平成12年多摩市条例第53号)第7条第2号ウ(法第78条第1項各号に該当するものを除く。)に掲げる情報とする。

(開示等請求の記載事項)

第7条 開示等請求(開示(法第76条第1項に規定する保有個人情報の開示をいう。以下同じ。)、訂正(法第90条第1項に規定する保有個人情報の訂正をいう。以下同じ。))又は利用停止(以下「開示等」という。)の請求をいう。以下同じ。)に係る書面には、法第77条第1項各号、第91条第1項各号又は第99条第1項各号に掲げる事項のほか、開示等請求に必要な範囲で実施機関が別に定める事項の記載をすることができる。

(開示等決定等の期限)

第8条 開示決定等は開示等請求があった日の翌日から起算して14日以内に、訂正決定等及び利用停止決定等は開示等請求があった日の翌日から起算して21日以内にならなければならない。ただし、法第77条第3項、第91条第3項又は第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、前項に規定する期間内に開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等(以下「開示等決定等」という。)をすることができないときは、開示等請求があった日の翌日から起算して30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長の理由及び延長後の期間を開示等請求をした者(以下「開示等請求者」という。)に通知しなければならない。

3 開示の請求(以下「開示請求」という。)に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

4 訂正決定等又は利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等又は利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、訂正又は利用停止の請求をした者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等又は利用停止決定等をする期限

(費用の負担)

第9条 保有個人情報の開示請求に係る手数料は、無料とする。ただし、保有個人情報の写しの交付による開示請求があった場合の当該写しの作成に係る費用は、開示請求者の負担とする。

2 前項ただし書に規定する費用の額は、市長が別に定める。

### 第4章 多摩市行政不服審査会

(多摩市行政不服審査会の調査権限)

第10条 多摩市行政不服審査会(多摩市行政不服審査会条例(平成27年多摩市条例第63号)第1条の規定により設置される多摩市行政不服審査会をいう。以下「審査会」という。)は、必要があると認めるときは、諮問実施機関等(法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により審査会に諮問した実施機関及び多摩市議会個人情報保護条例(令和4年多摩市条例第43号)第45条第1項の規定

により審査会に諮問した多摩市議会議長（以下「議長」という。）をいう。以下同じ。）に対し、審査請求のあった開示等決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関等は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関等に対し、審査請求のあった開示等決定等に係る保有個人情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条（法第106条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定によりその知っている事実を陳述するため審査会に出頭した者（審査請求人、参加人及び諮問実施機関等を除く。）は、市長が別に定めるところにより、旅費を受けることができる。

（規則への委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

## 第5章 多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会

（多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会）

第12条 個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、次のいずれかに該当する場合において、法第129条の規定により実施機関が行う諮問及び多摩市議会個人情報保護条例第50条の規定により議長が行う諮問に応じ、個人情報保護制度に関する事項について審議し、答申するものとする。
  - （1） この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
  - （2） 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合
  - （3） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の11第2項の規定により、同項に規定する避難支援等関係者に対し同条第1項に規定する名簿情報を提供しようとする場合であって、本人の同意が得られないときに、審議会への諮問及びこれに対する答申をもって当該同意に代えようとする場合
  - （4） 諮問実施機関等における保有個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
- 3 審議会は、前項に規定するもののほか、個人情報保護制度に関する重要事項について、市長に建議することができる。
- 4 審議会は、市長が委嘱する委員7人以内をもって組織する。
- 5 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

## 第6章 雑則

（実施状況の公表）

第13条 市長は、毎年1回各実施機関の個人情報の保護に係る実施状況をとりまとめ、公表しなければならない。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報を取り扱う業務に係る登録については、第9条第1項中「個人情報を取り扱う業務を新たに開始しようとするときは」とあるのは、「個人情報を取り扱う業務については」と読み替えて同項の規定を適用する。
- 3 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報の収集、管理、利用等については、この条

例の相当規定により行ったものとみなす。

(多摩市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

- 4 多摩市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例(昭和53年多摩市条例第9号)は、廃止する。

(非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 5 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和38年多摩市条例第19号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成12年条例第4号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第54号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算し3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成12年規則第70号で平成13年1月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の多摩市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)の規定による個人情報の開示等の請求は、この条例による改正後の多摩市個人情報保護条例(以下「新条例」という。)の規定による個人情報の開示等請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際、旧条例第27条の規定により、現にされている行政不服審査法の規定に基づく不服申立ての取扱いについては、なお従前の例による。
- 4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例中にこれを相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によってしたものとみなす。
- 5 旧条例第28条第1項の規定により置かれた多摩市個人情報保護審査会は、新条例第28条第1項の規定により置く審査会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 6 この条例の施行の際、現に旧条例第28条第2項の規定により多摩市個人情報保護審査会の委員に委嘱されている者は、新条例第28条第2項の規定により審査会の委員に委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成13年6月30日までとする。

附 則(平成16年条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 2 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和38年多摩市条例第19号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(多摩市情報システムの管理運営に関する条例の一部改正)

- 3 多摩市情報システムの管理運営に関する条例(平成15年多摩市条例第37号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成27年条例第54号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)

附 則(平成28年条例第13号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。(後略)

(多摩市行政不服審査会の設置に伴う経過措置)

- 2 多摩市個人情報保護条例に基づく開示等決定等又は開示等請求に係る不作為に係る不服申立てであつて、この条例の施行前にされた開示等決定等又は開示等請求に係る不作為に係るものについては、なお

従前の例による。この場合において、第2条の規定による改正前の多摩市個人情報保護条例（以下「旧保護条例」という。）第28条第1項の規定により置かれた多摩市情報公開・個人情報保護審査会は、多摩市行政不服審査会条例（平成27年多摩市条例第63号）第1条の規定により置かれる多摩市行政不服審査会となり、同一性をもって存続するものとし、旧保護条例第27条中「多摩市情報公開・個人情報保護審査会」とあるのは「多摩市行政不服審査会（多摩市行政不服審査会条例（平成27年多摩市条例第63号）第1条の規定により設置される多摩市行政不服審査会をいう。」と読み替えて適用するものとする。

（守秘義務等に関する経過措置）

- 4 多摩市情報公開・個人情報保護審査会の委員であった者に係るその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。
- 5 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成28年条例第47号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第5号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第4号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第37号抄）

改正

令和6年12月26日条例第41号

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 次に掲げる者がその職務上又は業務に関して知り得た旧個人情報（この条例による改正前の多摩市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない義務（第2号に掲げる者のうち指定管理業務に従事していたものについては、その業務に係る旧個人情報を漏らし、又は指定管理業務以外の不当な目的で持ち出し、若しくは利用してはならない義務）については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後も、なお従前の例による。

（1） 施行日において現に旧実施機関（旧条例第2条第2号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者のうち、施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していたもの

（2） 施行日前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務又は指定管理業務に従事していた者

- 2 施行日前に旧条例第16条第1項若しくは第2項（第19条第2項、第20条第2項又は第21条第2項において準用する場合を含む。）、第19条第1項、第20条第1項又は第21条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己に関する個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止については、なお従前の例による。
- 3 施行日において現にされている審査請求（旧条例第27条第1項に規定する審査請求であって施行日において同項に規定する裁決がされていないものに限る。）に係る諮問、答申その他の旧条例の規定による手続については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に旧条例第29条第2項の規定によりされた諮問であって同項の規定による答申がされていないものに対する審議及び答申については、なお従前の例による。
- 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた旧個人情報を含む情報の集合体であって、一定の業務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 施行日において現に旧実施機関の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧個人情報情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

7 前2項の規定は、多摩市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

8 施行日前にした行為に対する旧条例第37条に規定する罰則の適用については、なお従前の例による。

(多摩市特定個人情報の保護措置の特例に関する条例の廃止)

第8条 多摩市特定個人情報の保護措置の特例に関する条例(平成27年多摩市条例第54号)は、廃止する。

(多摩市特定個人情報の保護措置の特例に関する条例の廃止に伴う経過措置)

第9条 施行日前に前条の規定による廃止前の多摩市特定個人情報の保護措置の特例に関する条例第9条第1項若しくは第2項(第13条第2項又は第14条第2項において準用する場合を含む。)、第13条第1項又は第14条第1項の規定による請求がされた場合における同条例に規定する保有特定個人情報の開示、訂正又は利用中止等については、なお従前の例による。

附 則(令和5年条例第39号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第41号)

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。))が定められている罪につき起訴された者は、第2条の規定による改正後の多摩市一般職の職員の給与に関する条例第18条の3第1項(第1号に係る部分に限る。))及び第3項(第3号に係る部分に限る。))(これらの規定を同条例第18条の4において準用する場合を含む。))の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴された者とみなす。